

感染症大流行(COVID-19)、災害時による
独立行政法人国立病院機構小諸高原病院受託研究審査委員会の開催について

独立行政法人国立病院機構小諸高原病院 院長

感染症大流行(COVID-19、COVID-19による緊急事態宣言)、災害時を受けて、独立行政法人国立病院機構小諸高原病院受託研究審査委員会を以下の通りの手順で開催する。

(受託研究審査委員会の運営)

1. 受託研究審査委員会の開催について、電話、Web会議システム等（以下「遠隔操作システム等」という。）双方向の円滑な意思疎通が可能な手段による出席を認め、審議及び採決へ参加できる。
なお、遠隔操作システム等の参加の可否については、受託研究審査委員会委員長が判断する。
2. 審議資料を病院外に持ち出す場合、情報漏洩又は資料散逸等が発生しないよう適正に取り扱う。

(受託研究審査委員会の手順)

1. 予め受託研究事務局から事前に審議資料を委員へ配布する
2. 開催当日は事前の配布資料が手元にあり、機密情報を守れる環境下かつ適正な意思疎通が可能であることを確認してから開催する
3. 当日配布資料がある場合は、開催前までに配布又は確認出来る状態を確保する
4. 事前・当日配布資料は受託研究事務局が適切に回収または破棄をする
5. 議事録に開催経緯及び対応の記録（開催場所・時間、遠隔操作システム等の種類、遠隔操作システム等参加者と参加場所など）を記載する

2022年7月22日 作成

2022年11月11日 改訂